

養育医療の給付を申請される方へ

体重が2,000グラム以下又は2,000グラム以上でも生活力が特に弱い新生児が対象です。

【制度の概要】

この制度は、立川市にお住まいの新生児で、医師が入院養育が必要と認めた新生児の医療費を助成するものです。申請書類を審査し給付を決定しますと、医療券が交付されます。**審査の結果、必ずしも申請が認められるとは限りませんのでご注意ください。**

指定医療機関の窓口で**医療券と健康保険証を提示することにより医療の給付を受けることができます。**

【給付の対象等】

1	給付の対象	次の(1)又は(2)に該当する新生児 (1) 出生時体重2,000グラム以下の方 (2) 生活力が特に薄弱であって、次のいずれかの症状がある方 ア 一般状況(運動不安・けいれん・運動異常) イ 体温が摂氏34度以下 ウ 呼吸器、循環器系(強度のチアノーゼが持続、呼吸数が毎分30以下等) エ 消化器系(生後24時間以上排便がない、48時間以上嘔吐が持続等) オ 黄だん(生後数時間以内に出現、異常に強い場合等)
2	自己負担金	健康保険が適用される医療費に関しては、乳幼児医療費助成制度が適用されますので、ご負担はありません。 ただし、食事療養費に関しては、所得状況に応じて一部ご負担いただく場合があります。
3	医療券の有効期間	意見書に記載されている治療見込期間に基づき有効期間を決定します。 ※ 入院治療のみ有効です。 ※ 満1歳の誕生日の前々日まで有効です。
4	医療機関	指定養育医療機関

【必要書類】

1	養育医療申請書	保護者の方 が記入してください。
2	養育医療意見書	主治医 に記入をしてもらってください。 ※ 意見書の内容が不明確な場合、必要に応じ担当課から治療内容等を問合せ場合があります。
3	世帯調書	保護者の方 が記入してください。
4	住民税(非)課税証明書	世帯全員分の住民税(非)課税証明書 が必要です。市役所・町村役場で発行しています。 ※ 立川市の公簿で確認できない方はご提出ください。証明書の提出が必要な方に関しては、お問合せください。 ※ 申請日が4月から6月までは前年度、7月から3月までは当該年度のものがが必要です。
5	健康保険証のコピー	対象となるお子様のもの。または、お子様が加入する予定の健康保険の被保険者のもの。
6	個人番号を確認する書類	申請者の個人番号が確認できる書類(個人番号カード、通知カード等)
7	提出者の身元確認書類	申請書類を提出する方の身元確認を行います。個人番号カード、運転免許証、パスポート等をご提示ください。保険証等写真のついてない書類の場合は2点提示していただく必要があります。
8	委任状	申請書類の提出を申請者本人ではなく別の方が行う場合に必要です。

* 個人番号を確認する書類について詳しくは問合せ先にご確認ください。

【医療券の交付】

必要書類が揃いましたら、子育て推進課の窓口(市役所1階21番)に提出してください。郵送での申請も受け付けています。提出された書類に不備がなければ、立川市役所で審査を行い、給付が決定すると申請から1～2週間で「養育医療券」が郵送されます。

ご自宅に養育医療券が届きましたら、入院している医療機関の窓口に健康保険証と一緒に提示してください。

【医療券交付後に変更があった場合】

医療券交付後、指定医療機関を転院する場合や保険等に変更があった場合は、下記の手続きが必要です。

変更内容	必要な書類	備 考
転院する場合	養育医療給付申請書 養育医療意見書 追加意見書	追加意見書は転院前の主治医に、養育医療意見書は転院先の主治医に記入してもらってください。
住所・保険証の変更	変 更 届	保険証の変更の場合は、新しい保険証を市窓口で提示してください。
医療券を紛失した場合	再交付申請書	
入院期間が延長した場合	継続協議書 継続の意見書 世帯調書 住民税(非)課税証明書	住民税(非)課税証明書は前回申請時と同一年の場合省略できます。

※ 退院後の再入院の場合、養育医療の対象となりません。

【問合せ先】 立川市子ども家庭部子育て推進課手当・医療費給付係 電話番号 042(523)2111 内線 1351